

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次
		担当課（室）	
【規則】		税務課	
○ 岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則		〃	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則		スポーツ振興課	
○ 岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則		保健福祉課	
○ 岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載）			

◎岡山県規則第四十三号

岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則及び岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

(岡山県税条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県税条例施行規則(昭和二十九年岡山県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

「第四章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例」を「第四章 帳簿に係る電磁的記録の保存方法等」に改める。

第三十七条を次のように改める。

(帳簿に係る電磁的記録の保存に代わる電子計算機出力マイクロフィルムによる保存)

第三十七条 条例第八十三条第三項(条例第百六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により条例第八十三条第一項の帳簿又は条例第百六条第五項の帳簿(以下「帳簿」と総称する。)に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存又は設置に代えている者は、当該帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

第三十八条を削る。

第三十九条の見出しを「(帳簿の電磁的記録等による保存方法等)」に改め、同条第一項中「の承認を受けている」を「(条例第百六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存又は設置に代えようとする」に、「地方税関係帳簿」を「帳簿」に改め、同条第二項中「の承認を受けている」を「又は前条の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存若しくは設置又は当該帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようとする」に、「地方税関係帳簿」を「帳簿」に改め、同条を第三十八条と

する。

第四十条から第四十三条までを削る。

様式第九十七号から様式第百五号までを削る。

(岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則(平成十五年岡山県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「承認を受けている」を「規定により同条第一項の帳簿及び同条第四項に規定する書類等(次項において「産業廃棄物処理税関係書類」という。)(以下この条において「産業廃棄物処理税関係帳簿書類」という。)に係る電磁的記録の備付け又は保存をもって当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類の備付け又は保存に代えようとする」に、「及び保存」を「又は保存」に改め、「産業廃棄物処理税関係帳簿及び産業廃棄物処理税関係書類(以下「及び」という。)」を削り、同条第二項中「承認を受けている」を「規定により産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類の保存又は当該産業廃棄物処理税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えようとする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十四条第五項後段に規定する規則で定める要件は、産業廃棄物処理税関係書類に係る電磁的記録について、当該産業廃棄物処理税関係書類の保存場所に、同条第二項に規定する期間、保存が行われていることとする。

第九条を第七条とし、第十条から第十二条までを削る。

第十三条中「(原稿台と一体となったものに限る。)」を削り、同条を第八条とする。

第十四条を削る。

様式第十六号から様式第二十五号までを削る。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第二条中岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則第十三条の改正規定(「(原稿台と一体となったものに限る。)」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の部11の項1中「過疎地域における事業税」を「過疎地域産業振興促進区域における事業税」に、「過疎地域における県税の特例に関する条例」を「過疎地域産業振興促進区域における県税の特例に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十五号

岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山武道館条例施行規則の一部を改正する規則

岡山武道館条例施行規則（平成二十年岡山県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

火曜日から 金曜日まで	十五時から二十一時まで
土曜日	十三時から二十一時まで

を

火曜日から 土曜日まで	十七時から二十一時まで
----------------	-------------

に、「十七時」を「二

十一時」に改める。

附 則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十六号

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則(平成五年岡山県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項(同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「第三十三条第一項又は第二項」を「第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条又は第四十四条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けの決定を受けた者についてのこの規則による改正後の岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則第十一条第一項の規定の適用については、同項中「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項(同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する」とあるのは「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の規定に基づく」と、「第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条又は第四十四条第四項」とあるのは「第三十三条第一項又は第二項」と、「内」とあるのは「内若しくは赤磐市の区域(平成十七年三月六日現在における赤磐郡赤坂町の区域に限る。)」とする。